

企業主導型保育事業 運営ハンドブック



第8章 利用者負担額

第4版

2026年（令和8年）9月改訂

公益財団法人 児童育成協会

こどもまんなか

目次

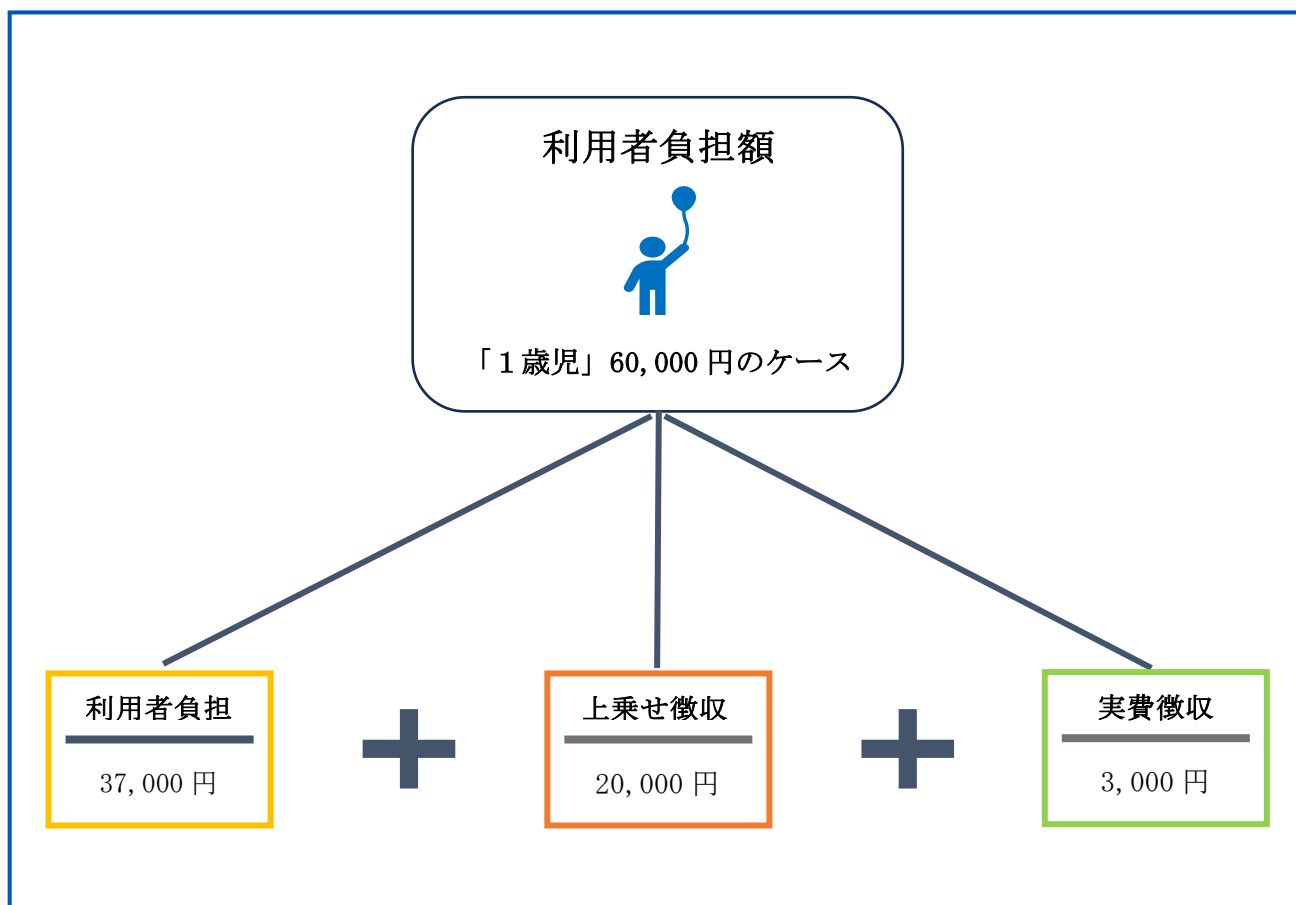
第8章 利用者負担額	3
1. 利用者負担	4
(1) 利用者負担相当額	4
(2) 利用者負担の設定	5
2. 上乗せ徴収	6
3. 実費徴収.....	7

第8章 利用者負担額

企業主導型保育事業における利用者の負担額は、費用の内容に応じて、以下の3つの区分に分けられます。

区分	内容
利用者負担	施設利用料（実施要綱 別紙4に定められた平均的な水準を原則とし設定するもの）
上乗せ徴収	保育の質の向上のため、特に必要と認められる追加的なサービス等に対する対価を保護者に請求することができるもの
実費徴収	保育で提供される便宜に要する費用のうち、実際にかかる費用を保護者から徴収することができるもの

■ 利用者負担額（施設利用料）の一例



1. 利用者負担

利用者負担については、原則として、企業主導型保育事業実施要綱の別紙4に示された平均的な水準を基準としています。一律の金額を設定する場合、この基準額を必要以上（目安として2割以上）に超える高額な設定とならないよう、十分に留意する必要があります。一方で、以下のような客観的かつ合理的な理由がある場合には、独自の負担額を設定することも可能です。

- **個別応能負担の導入**

例：会社役員の利用料を高く、新入社員の利用料を低く設定する等、所得や役職に応じて負担額を調整する仕組み

- **地域の認可保育所の水準を考慮**

地域における認可保育所の平均的な利用者負担額に準じた設定とする

また、従業員枠の利用者負担額については、事業者の福利厚生の一環として無料とすることが制度上認められています。

（1）利用者負担相当額

利用者負担額に関しては、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の4の（4）の定めにより、次のとおり平均的な水準が示されています。

- **利用者負担相当額（1人当たり月額 / 2019年10月1日から）**

※ 別紙4 基本分単価から控除する額

年齢区分	利用者負担相当額
4歳以上児	23,100円
3歳児	26,600円
1、2歳児	37,000円
0歳児	37,100円

※ 3歳以上の「利用者負担相当額」については、2019年10月1日から副食費分の金額を減額しています。

（２）利用者負担の設定

利用者負担額は、次の（ア）又は（イ）に掲げる児童ごとに設定することが必要です。

（ア）「施設利用給付費（保育料無償化）」の対象児童以外の児童

施設利用給付費（保育料無償化）の対象外となる児童については、「利用者負担相当額」＝「利用者負担額」として設定することが原則です。ただし、合理的な理由がある場合に限り、事業者の判断により利用者負担額を変更することが可能です。

また、従業員等に対する福利厚生観点から、企業が費用を一部負担することにより、利用者負担額を引き下げることにも認められています。なお、従業員枠と地域枠の間で利用者負担額に差を設けることも可能ですが、その差異は社会通念上、合理的であると考えられる範囲内に収めるよう、十分ご注意ください。この場合、差額の合理性については、個別に回答を求める場合があります。

（イ）「施設利用給付費（保育料無償化）」の対象児童

企業主導型保育事業における対象児童の利用者負担額は、「アに掲げる額」から施設利用給付費として交付される利用者負担相当額を差し引いた額（下限０円）を設定することが原則です。

⚠ 利用者負担額の引上げについて

理由のない利用料の引上げは認められません。

無償化に伴う理由のない利用料の引上げはあってはならないことですが、真に必要な理由により、利用料を引き上げた場合は、変更の内容及びその理由を施設内に提示しなければならないため、ご注意ください。

参照

「保育料の無償化」については第９章をご確認ください。

2. 上乗せ徴収

企業主導型保育事業においては、保育の提供に当たり、保育の質をさらに高めることを目的とした取組みに対し、一定の条件のもとで保護者から追加費用（上乗せ徴収）を徴収することが可能です。

この「上乗せ徴収」とは、たとえば外部講師を招いて特別な保育プログラムを実施する場合等、保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価や、行事を実施する際にかかる実費等を対象とした、任意の追加徴収です。なお、「上乗せ徴収」を行う際には、事前に保護者へ十分な説明を行い、内容について理解と納得を得た上で、文書による同意を取り交わす必要があります。

上乗せ徴収（保育の提供に当たって、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）

教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもの。例えば、配置基準を超えた保育士等の配置や、平均的な水準を超えて運営する場合等、運営費で賄えない費用を賄うために徴収するもの。（具体的には、保育所保育指針と照らして判断）

例）保育士加配のための費用、防犯システム 等

※ あらかじめ、当該金銭の使途及び金額並びに保護者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。

※ 企業主導型保育事業の助成対象経費について、別途、自治体から助成を受けている場合に、助成金として受けている経費を利用者から二重に徴収することはできない。

※ 保育の質の向上を図るため、利用者に新たな徴収を求める場合は、双方の納得の上で増額を行う必要がある。

⚠ 入所後に増額をしたことにより、児童が継続的に施設を利用することが困難とならないよう、徴収額の設定にあたっては十分ご配慮ください。

✕ 徴収が認められない費用

以下のような費用は、制度上、徴収することは認められていません。

徴収できない費用	内容の例
入園料	入園時に一時金として徴収する費用
登録料	登録や事務手数料等の名目
寄付金	任意・強制を問わず、寄付という形での金銭徴収
その他、入園の権利に関係する名目での費用	

⚠ 入園の機会や権利を事実上制限するような金銭の徴収は、一切認められません。

3. 実費徴収

企業主導型保育事業においては、保育料のほかに、保育において提供される便宜に要する費用のうち、一定の実費を保護者に請求することができます。ただし、請求にあたっては、あらかじめ費用の使途や金額を明確にした上で、保護者に対して書面により説明を行い、同意を得ることが必要です。

実費徴収（保育において提供される便宜に要する費用のうち対象となる費用）

実施要綱上の記載	具体的な費目の例
ア 日用品、文房具その他の保育に必要な個人用物品の購入に要する費用	帽子、名札、制服、体操着、ＩＤカード、写真、アルバム、ＤＶＤ、自由画帳 個人用の物品等 オムツ・オムツの処理費、おしりふき、コップ・箸・スプーン、歯ブラシ、のり、鉛筆、マーカー、はさみ、クレヨン、ゴム印、教材費、シール、スモック、お道具箱、文具セット、ワークブック、カスタネット、衣類 等
イ 保育等に係る行事への参加に要する費用	遠足積立金、宿泊行事費、展覧会見学費、保護者に係る費用（保育参加時給食費、遠足費用）、イベント費用 等
ウ ３歳以上の児童の食事の提供に係る費用	主食費（米、パン、麺 等） 副食費（野菜、肉、魚介類等） 間食費（果物、菓子等） 調味料（味噌、しょう油、塩等）
エ 施設に通う際に提供される便宜に要する費用	送迎費 等
オ 保育において提供される便宜に要する費用のうち通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	布団カバー（希望者）、タオルケット（希望者）、布団カバー等洗濯代（希望者）、夕食・補助食代（希望者）、延長保育料、個人ごとに任意に加入する保険の保険料、駐車場利用料、防災頭巾 等

✕ 実費徴収してはいけないもの

寝具（敷布団、掛布団）、冷暖房費、ティッシュペーパー、連絡帳（カバー含む）、おしぼり、入園料 等

⚠ 「実費徴収してはいけないもの」については、施設で準備されるべき備品としての位置づけのため、合理的な理由がある場合以外は、保護者が購入して施設に持込むことは認められません。

⚠ 企業主導型保育事業の助成対象外経費について、別途、自治体から助成を受けている場合、助成金として受けている経費を利用者から二重に徴収することはできません。